

**釧路なつかし館アイヌ文化作品展が  
開催されました**



釧路なつかし館の全面協力を経て行われた、アイヌ文化作品展がウレンパチセで開催されました。木の皮で作られるアイヌ衣装のアットウシやマキリ、木彫作品など約40点の作品が並び、期間中に述べ400人がアイヌ文化に触れました。

**手紙を守るためのルールがあります**

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。  
 ※宅配便やメール便では信書の送付はできません。  
**問合せ**／総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課  
 ☎ 03-5253-5975

**社会福祉協議会会葬お礼はがき利用料**

- ◆会葬お礼はがき利用料
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 伊藤 東さん(東3南2)     | 18,000円 |
| 高原 ともえさん(茶路基線33) | 21,000円 |
| 菟川 正裕さん(東2北1)    | 9,000円  |
| 江刺家 喜美子さん(西1南2)  | 11,000円 |
- ◆一般寄付金
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 須田 弘子さん(釧路市美原)   | 10,000円 |
| 新妻 三智子さん(庶路基線21) | 20,000円 |

**釧路市西消防署白糠支署  
12月末までの活動状況**

- 救急出動件数 **54件(454件)**
- ・急病 38件(328件)
  - ・交通事故 4件(22件)
  - ・その他 12件(104件)
- ドクターヘリ搬送件数 **0件(2件)**
- 火災出動件数 **1件(6件)**
- その他の出動件数 **12件(69件)**
- ※( )内は令和4年1月からの累計出動件数  
**問合せ**／西消防署白糠支署 ☎ 2-2053

**石綿による疾病の補償・救済について**

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。  
 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。  
 中皮腫などで亡くなられた方が過去に石綿業務に従事していた場合は、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、北海道労働局に相談ください。  
**問合せ**／北海道労働局 ☎ 011-709-2311

**公共職業訓練受講生募集**

**対象者**／ハローワークに求職の登録をしている方  
**訓練科目・定員**／建設荷役車両運転科20人、ビジネスワーク科15人  
**申込受付期間**／3月3日(金)まで  
**見学会**／2月15日(水)、2月22日(水)  
**選考日**／3月9日(木)  
**訓練期間**／4月4日(火)～9月27日(水)  
**費用**／2万円程度(テキスト代)  
**申込先**／ハローワーク釧路 ☎ 0154-41-1201  
**問合せ**／ポリテクセンター釧路 ☎ 0154-57-5938

**今月の納税**

**国民健康保険税 第8期**

**納付期限 2月28日(火)**

■今月の夜間窓口

**日時**／2月22日(水) 17時～19時  
**会場**／役場1階税務課窓口(6番窓口)

**問合せ**／税務課収納係 内線(538)

**一 釧路警察署からの呼びかけ**

☎ 0154-23-0110

●悪天候に注意!!

吹雪や大雪時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴います。  
 悪天候の場合は不要不急の外出を控え、やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認し、万が一に備えて防寒着やスコップ等を準備しましょう。  
 運転中に天候が悪化した場合は無理に走行せず、コンビニやスーパーの駐車場など、安全な場所に避難して天候の回復を待ちましょう。



**給与所得者の確定申告**

給与所得がある方が確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

■確定申告が必要な方

- ①給与の収入額が2,000万円を超える方
  - ②1カ所から給与の支払いを受けている方で、給与全てが源泉徴収(年末調整)の対象となる場合に、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
  - ③2カ所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- 確定申告で所得税および復興特別所得税が還付される方

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
  - ②病気やケガなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
  - ③ふるさと納税などの寄附金控除を受ける場合
  - ④家屋を住宅借入金等で購入、増改築をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合
- 申告納税**／3月15日(水)まで  
 ※税務署の確定申告会場への入場には整理券が必要です(申告書等の提出のみの場合は不要)。整理券は各会場当日配付されます。公式LINEアカウントから事前発行できます。詳しくは右記QRコードからご覧ください。



**問合せ**／釧路税務署 ☎ 0154-31-5100

**令和4年分の所得申告受付**

所得税や町道民税、国保税などの所得申告が2月16日から始まります。  
 例年初日の2月16日、西庶路コミュニティセンター、庶路町民センター実施日の2月23日、2月24日、2月25日は混雑しています。  
 所得申告の日程や必要な書類などの詳細は、今月号の広報と同封している別添チラシをご覧ください。  
**問合せ**／税務課税務係 内線(537)

**「税の無料相談会」開催**

**日時**／2月22日(水) 9時30分～12時・13時～16時  
**場所**／道東経済センタービル5階(釧路市大町1-1-1)  
**予約期間**／2月6日(月)～17日(金)の平日  
**予約専用電話**／080-8109-8870  
**問合せ**／北海道税理士会釧路支部 ☎ 0154-42-0407

**低所得の子育て世帯に対する特別給付金**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

**支給対象者**／次の①②の両方にあてはまる方  
 ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等  
 ※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象  
 ②令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

**支給額**／児童1人当たり6万円(国5万円+道1万円)

■支給日

- 【ひとり親世帯】
- ・児童扶養手当受給口座にすでに支給されています。
  - ・申請が必要な方には、書類審査後随時支給します。
- 【その他世帯】
- ・令和4年6月30日に児童手当受給口座にすでに支給されています。
  - ・申請が必要な方には、書類審査後随時支給します。

■給付金の支給手続き

令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当および児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は、すでに支給済みです。

上記以外の方は、申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに提出してください。申請内容を確認した後、指定口座に振り込みます。  
 ※本給付金は、ひとり親世帯およびその他世帯の支給条件をどちらも満たしていても、一方の支給しか受け取ることが出来ません。

**申請期間**／2月28日(火)まで  
**問合せ**／健康こども課子育て支援係 内線(522)

**個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告**

■課税事業者となる個人事業主の方(令和4年分)

- ①令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
  - ②令和2年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和3年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
  - ③上記①②に該当しない場合で、令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も課税売上高に含まれます。  
 ※③の特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

**申告納税**／3月31日(金)まで  
**問合せ**／釧路税務署 ☎ 0154-31-5100